



## 【 出産手当金の算定方法について 】

$$\text{給付額} = \text{標準報酬日額} (*) \times 2/3 \times \text{支給対象日数}$$

### \* 標準報酬日額

#### 1. 支給開始日以前の組合員期間が12月以上の場合

##### ① 支給開始日が平成27年9月30日以前

平成27年10月1日現在の標準報酬月額 ÷ 22日

##### ② 支給開始日が平成27年10月1日から平成28年8月31日まで

平成27年10月から支給開始日の属する月までの標準報酬月額の平均額 ÷ 22日

##### ③ 支給開始日が平成28年9月1日以降

支給開始日の属する月以前の12月の標準報酬月額の平均額 ÷ 22日

#### 2. 支給開始日以前の組合員期間が12月未満の場合

##### 1の①～③の額と次の額のいずれか少ない額

・全組合員の平均の標準報酬月額(※1・※2) ÷ 22日

※1…360,000円

※2…基準日：前年度の9月30日。

ただし、平成28年度においては、平成27年10月1日。

### 《 注意事項 》

1. 勤務を要しない日（土・日曜日）については、支給対象となりません。

2. 報酬が支払われているときは、出産手当金との差額のみが支給されます。